

官報号外 昭和三十一年五月十五日

○第二十四回 衆議院會議錄第四十九号

昭和三十一年五月十五日(火曜日)

議事日程 第四十五号

昭和三十一年五月十五日

午後一時開議

第一 売春防止法案(内閣提出)

第二 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

●本日の会議に付した案件
議員請假の件

消防団員等公務災害補償責任共済基金法案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 売春防止法案(内閣提出)

日程第二 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

消防団員等公務災害補償責任共済基金法案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 売春防止法案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) お詫びいたしました。参議院から、内閣提出、消防団員等公務災害補償責任共済基金法案が回付されています。この際、議事日程

第七条 理事長は、基金を代表し、その業務を總理する。

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

○議長(益谷秀次君) 御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) お詫びいたしました。議員門司亮君から、國際自由労連の代表として沖縄の労働事情を調査のため、五月十六日から五月二十五日まで十日間請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

5 理事長○又は理事は、監事と兼ねることができない。

6 常務理事は、他の職業に従事することはできない。

消防団員等公務災害補償責任共済基金法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、参議院の修正に同意するに決しました。(拍手)

(定義)

第二条 この法律で「売春」とは、対價を受け、又は受けける約束で、不特定の相手方と性交することをいふ。

(売春の禁止)

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

2 常務理事は、定款で定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

の報告を求めます。法務委員長高橋龍一君。

充春防止法

目次

第一章 総則(第一条～第四条)

第二章 刑事処分(第五条～第十一条)

第三章 保護更生(第十六条～第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、売春が人としての尊嚴を害し、性道德に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行なうおそれのある女子に対する保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

(本院付案に対する参議院修正)(院の修正に係る条文を掲載)
小字は参議院修正

のうちから、都道府県知事又は市長が任命する。

(婦人保護施設)

第十八条 都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設（以下「婦人保護施設」という。）を設置することができる。

(民生委員等の協力)

第十九条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司、更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 婦人相談所に要する費用（第五号に掲げる費用を除く。）

二 都道府県の設置する婦人相談員に要する費用

三 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用

四 都道府県の行う収容保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

五 婦人相談所の行う一時保護に要する費用

2 市は、この設置する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県の補助)

第二十一条 都道府県は、市町村又は社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の一以内を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについてはその十分の五、同項第五号に掲げるものについてはその八分の二を負担するものとする。

五、同項第五号に掲げるものについてはその十分の八を負担するものとする。

6 地方公共団体の条例の規定で、売春又は売春の相手となる行為その他売春に関する行為を処罰する旨を定めているものは、第二章の規定の施行とともに、その効力を失うものとする。

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用の五分の一を補助するものとする。

4 前項に規定する条例の規定が、第二章の規定の施行と同時に、その効力を失うこととなつた場合にお

第三号に掲げるものについてはその十分の五以内、同項第四号に掲げるものについてはその十分の八以内を補助することができる。

4 国は、予算の範囲内において、都道府県が前条の規定により補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

4 国は、予算の範囲内において、都道府県が前条の規定により補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

附 則

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令（昭和二十二年勅令第九号）は、廃止する。

3 前項の規定の施行前にした同項に規定する勅令（昭和二十二年勅令第九号）は、廃止する。

(地方財政法の一部改正)

4 売春防止法（昭和三十一年法律第百九号）にいう婦人保護施設を經營する事業

5 前項中第七号の二の次に次の一号を加える。

6 第十条中第七号の二の次に次の一号を加える。

7 地方財政法（昭和十三年法律第百九号）の一部を次のよう改正する。

(報告書は会議録追録に掲載)

〔高橋頼一君登壇〕

○高橋頼一君 ただいま議題となりました売春防止法案について、委員会に

おける審議の経過並びに結果を御報告

申し上げます。

まず、政府の提案理由の要旨を申し上げます。終戦後の世相の混亂と道義

いて、当該地方公共団体が条例で別段の定をしないときは、その失効による。

効前にした違反行為の处罚については、その失効後も、なお従前の例による。

(社会福祉事業法の一部改正)

6 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のよう改正する。

第二条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

3 前項中第七号の二の次に次の一号を加える。

4 売春防止法（昭和三十一年法律第百九号）にいう婦人保護施設を經營する事業

5 前項中第七号の二の次に次の一号を加える。

6 第十条中第七号の二の次に次の一号を加える。

7 地方財政法（昭和十三年法律第百九号）の一部を次のよう改正する。

8 第十条中第七号の二の次に次の一号を加える。

9 第十条中第七号の二の次に次の一号を加える。

10 第十条中第七号の二の次に次の一号を加える。

11 第十条中第七号の二の次に次の一号を加える。

12 第十条中第七号の二の次に次の一号を加える。

13 第十条中第七号の二の次に次の一号を加える。

14 第十条中第七号の二の次に次の一号を加える。

15 第十条中第七号の二の次に次の一号を加える。

16 第十条中第七号の二の次に次の一号を加える。

17 第十条中第七号の二の次に次の一号を加える。

の類属並びに性道德の低下によって売春を行ふ女子の数が著しく増加したばかりでなく、それがよぶる露骨となることは、売春に興連して、善良の風俗の維持、保健衛生、女子の基本的個人権の確保等の観点から、とうてい許されない事態のまま増加するの傾向にあります。

ことであるとして、すみやかにこれに対する諸般の対策が必要であると考えられるのであります。しかし、従来のいわゆる勅令第九号、刑法、児童福祉法、労働基準法、職業安定法、風俗営業取締法、性病予防法、各自治体の条例等、既存の取締法をもつていてしましては、その運用上少からぬ困難があり、十分これに対処することができない状況にあるのであります。しかして、いわゆる売春対策といいたしましては、国民一般の民主主義的自覚、道徳観念の高揚、衛生思想の普及向上等が要請されることがあります。

これと同時に、売春を助長する行為等を处罚する諸規定を整備強化することも、社会政策的見地から、売春を行ふおそれある女子に対し保護更生の措置を講すべき総合的文化立法制定の必要が痛感されるのであります。このよ

うな要請にこたえるため、売春問題対策審議会の答申をしんしゃくして、ここに本法案を提出するに至つたものであります。

次に、法案の内容を簡単に申し上げますと、第一に、本案は売春の反社会性を明らかにし、売春を行うおそれある女子に対する保護更生の措置を講ずることといたしております。

法令の適切な運用をはかるほか、新たに都道府県に婦人相談所を設置することとし、婦人相談員を都道府県に配置し、市にはこれを置くことができるとして、売春を行うおそれある女は収容保護の施設を設けることができることとしますとともに、なお都道府県にはいだすとともに、なほ都道府県にいたしておられます。

官僚に対する保護更生の措置を講ずることといたしておるのであります。

第三に、いわゆる売春婦あるいは売春業者の保護更生または転職業のため、若干の猶予期間を置き、保護更生の規定を刑罰規定より先に施行するも

のとしているのであります。なお、附則において地方条例との関係を明確にしております。

さて、本問題については、過去數回の国会において論議し尽されたのであります。が、委員会における質疑のおも子につき指導を行い、相談に応するようになりますが、委員会における質疑のおも子につき指導を行い、相談に応するよ

うにいたすとともに、なほ都道府県にいたしておられます。しかし、これらに要する費用について、は、本問題は売春対策書地があり、世界の立法例について見て、もその類例はきわめてまれであるのみならず、法運用の実際問題といいたしま

さへ、立証が困難であります。また、婦人は被害者でもあるといふうな考え方もあり、たとい違法であるとしても、責任の面において処罰するに忍びない点があるので、現段階においては

單純売春を処罰せず、今後調査研究する各種の行為を刑罰をもって取り締ることとしようとするものであります。

「第二項」とあるのは「第二項並びに公共企業体等労働関係法第四条第一項」と、「この法律に規定する手続」とあるのは「この法律並びに公共企業体等労働関係法第二十条第二項及び第二十五条の五に規定する手続」と、「この法律に規定する教済」とあるのは「この法律及び公共企業体等労働関係法第二十五条の五に規定する教済」と、第六条中「労働組合の委任を受けた者」及び第七条第一号中「使用者が雇用する労働者の代表者」とあるのは「労働組合を代表する交渉委員」と、同条第四号中「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、「労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)による労働争議の調整」とあるのは「公共企業体等労働関係法による紛争の調整」と、第十二条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び公共企業体等労働関係法第四条第一項」と、「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と読み替えるものとする。

第四条第二項中「政令で定める。」を「公共企業体等労働委員会の決議に基き、労働大臣が定めて告示する。」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

一 昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項
二 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項
三 労働条件に関する事項

「第二項」とあるのは「第二項並びに

公共企業体等労働関係法第四条第一項」と、「この法律に規定する手續」とあるのは「この法律並びに公共企業体等労働関係法第二十条第二項及び第二十五条の五に規定する手續」と、「この法律に規定する教済」とあるのは「この法律及び公

共企業体等労働関係法第二十五条の五に規定する教済」と、「この法律並びに公共企業体等は」を「組合の申出があつたときは、公共企業体等は」に改め、「その定める」を削除する。

第七条中「公共企業体等は」を「組合の申出があつたときは、公共企業体等は」に改め、「許可することができる。」を「認めることができる。」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 団体交渉等

第八条 第十一条及び第十二条第二項に規定するものはほか、第四条第一項ただし書の規定により組合に加入することができない者以外の職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに因し

労働協約を締結することができない。ただし、公共企業体等の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

第十二条 第十一条前二条に定めるものほか、交渉委員の数、交渉委員の任期その他団体交渉の手続に関する必要な事項は、団体交渉で定める。

(苦情処理)
第十二条 公共企業体等及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、公共企業体等を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。

3 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために大臣が任命する。

2 苦情処理共同調整会議の組織その他苦情処理に関する事項は、団体交渉で定める。

2 苦情処理共同調整会議の組織その他の苦情処理に関する事項は、団体交渉で定める。

第五条及び第六条 削除

(交渉委員等)

第九条 公共企業体等と組合との間の交渉は、もつばら、公共企業体等を代表する交渉委員と組合を代表する交渉委員とにより行う。

第十条 公共企業体等を代表する交渉委員は当該公共企業体等が、組合を代表する交渉委員とにより行う。

第十九条 労働省に、公共企業体等を相手方に提示しなければならない。

5 公益委員の任命については、そのうち二人以上が同一の政党に属する。

6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内は、常勤とすることができます。

7 委員は、以下「使用者委員」という。(使用者委員)

8 委員は、以下「公益委員」という。(公益委員)

9 委員は、以下「労働者委員」という。(労働者委員)

10 委員は、以下「委員会」という。(委員会)

11 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

12 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

13 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

14 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

15 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

16 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

17 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

18 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

19 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

20 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

21 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

22 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

23 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

第五章 公共企業体等労働委員会

員会

設置

第十九条 労働省に、公共企業体等を相手方に提示しなければならない。

5 公益委員の任命については、そのうち二人以上が同一の政党に属する。

6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内は、常勤とすることができます。

7 委員は、以下「使用者委員」という。(使用者委員)

8 委員は、以下「公益委員」という。(公益委員)

9 委員は、以下「労働者委員」という。(労働者委員)

10 委員は、以下「委員会」という。(委員会)

11 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

12 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

13 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

14 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

15 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

16 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

17 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

18 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

19 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

20 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

21 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

22 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

23 委員は、以下「内閣総理大臣」という。(内閣総理大臣)

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、ただちにその公益委員を罷免しなければならない。

最初の国会で両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、ただちにその公益委員を罷免しなければならない。

最初の国会で両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、ただちにその公益委員を罷免しなければならない。

最初の国会で両議院の事後の承認求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、ただちにその公益委員を罷免しなければならない。

議により、あつせんを行なうことができる。

2 前項のあつせんは、委員会の会長が委員、第二十九条第三項の調停委員候補者名簿に記載される者若しくは第三十条の地方調停委員のうちから指名するあつせん員又は委員会の同意を得て委員会の会長を委嘱するあつせん員によつて行なう。

3 あつせん員（委員又は地方調停委員会の調停委員である者を除く。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

4 あつせん員又はあつせん員であつた者は、その職務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

5 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十三条及び第十四条の規定は、委員会の行うあつせんについて準用する。

6 委員会及び委員会の会長は、公企業体等労働委員会規則で定めるところにより、あつせんに関する事務の一部を地方調停委員会に行わせることができる。

（調停の開始）

第一七一条 委員会は、次の場合に調停を行なう。

一 関係当事者の双方が委員会に調停の申請をしたとき。

二 関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に調停の申請をしたとき。

三 関係当事者の一方の申請により、委員会が調停を行なう必要があると決議したとき。

四 委員会が職権に基き、調停を行なう必要があると決議したとき。

五 主務大臣が委員会に調停の請求をしたとき。

（委員会による調停）

第二十八条 委員会による調停は、当該事件について設ける調停委員会又は地方調停委員会によつて行なう。

第二十九条 委員会による調停は、二以上の地方調停委員会は、その管轄区域にわたる事件について、調停を行なう。

第三十条 地方調停委員会は、前項に規定する事件以外のものについて、調停を行なう。

（報告及び指示）

第三十一条 委員会は、調停委員会によつて行なう又は地方調停委員会に、その行う事務に關し報告をさせ、又は必要な指示をすることができる。

（調停に関する準用規定）

第三十二条 労働関係調整法第二十一条から第二十五条まで、第二十六条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定は、調停委員会及び地方調停委員会並びに調停について準用する。

5 委員会は、第一項に規定する事件について、その処理上適切であると認めるときは、同項及び第三項の規定にかかわらず、特定の地方調停委員会を指定して調停を行なうことができる。

（調停委員会）

第二十九条 調停委員会は、公益を代表する調停委員、公共企業体等を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員各三人以内で組織する。ただし、公共企業体等を代表する調停委員と職員を代らなければならぬ。

4 第二十条第五項及び第六項本文、第二十一条、第二十二条、第二十三条第二項、第二十四条及び

2 公益を代表する調停委員は委員会の公益委員のうちから、公共企業体等を代表する調停委員は委員会の使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は委員会の労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。

3 委員会の会長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかるわらず、労働大臣があらかじめ委員会の同意を得て作成した調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから、調停委員を委嘱することができる。

4 前項の規定による調停委員は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行なうために要する費用の弁償を受けることができる。

（委員会による調停）

第三十条 委員会は、調停の申請をしたとき。

二 関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に調停の申請をしたとき。

三 関係当事者の一方の申請により、委員会が調停を行なう必要があると決議したとき。

四 委員会が職権に基き、調停を行なう必要があると決議したとき。

五 主務大臣が委員会に調停の請求をしたとき。

（委員会による調停）

第二十八条 委員会による調停は、当該事件について設ける調停委員会又は地方調停委員会によつて行なう。

第二十九条 委員会による調停は、二以上の地方調停委員会は、その管轄区域にわたる事件について、調停を行なう。

第三十条 地方調停委員会は、前項に規定する事件以外のものについて、調停を行なう。

（報告及び指示）

第三十一条 委員会は、調停委員会によつて行なう又は地方調停委員会に、その行う事務に關し報告をさせ、又は必要な指示をすることができる。

（仲裁委員会）

第三十四条 委員会による仲裁は、当該事件について設ける仲裁委員会によつて行なう。

2 仲裁委員会は、委員会の公益委員の全員をもつて充てる仲裁委員又は委員会の会長が委員会の公益委員のうちから指名する三人の仲裁委員で組織する。

3 労働関係調整法第三十一条の三から第三十四条まで及び第四十三条の規定は、仲裁委員会、仲裁及び裁定について準用する。この場合において、第三十一条の四中

5 委員会は、第一項に規定する事

件について、その処理上適切であると認めるときは、同項及び第三項の規定にかかわらず、特定の地方調停委員会を指定して調停を行なうことができる。

2 地方調停委員会の調停委員は、委員会の同意を得て、労働大臣が任命する。

（仲裁の開始）

第三十三条 委員会は、次の場合に仲裁を行う。

一 関係当事者の双方が委員会に仲裁の申請をしたとき。

二 関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に仲裁の申請をしたとき。

三 委員会があつせん又は調停を行なった後二月を経過して、なお紛争が解決しない場合において、関係当事者の一方が委員会に仲裁の申請をしたとき。

四 委員会が、あつせん又は調停を行なつている事件について、仲裁を行なう必要があると決議したとき。

五 主務大臣が委員会に仲裁の請求をしたとき。

（仲裁委員会）

第三十四条 委員会による仲裁は、当該事件について設ける仲裁委員会によつて行なう。

2 仲裁委員会は、委員会の公益委員の全員をもつて充てる仲裁委員又は委員会の会長が委員会の公益委員のうちから指名する三人の仲裁委員で組織する。

3 労働関係調整法第三十一条の三から第三十四条まで及び第四十三条の規定は、仲裁委員会、仲裁及び裁定について準用する。この場合において、第三十一条の四中

「仲裁委員」一人以上」とあるのは、仲裁委員の過半数と、第三十一条の五中「委員又は特別調整委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(委員会の裁定)

第三十五条 委員会の裁定に対しても、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならず、また、政府は、当該裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、公共企業体等の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする裁定については、第十六条の定めるところによる。

第三十六条及び第三十七条 削除

第三十九条中第二十四条第五号、第二十九条第一項及び第三十四条第五号」を「第二十七条第五号及び第三十三条第五号」に改める。

第四十条第一項第一号中「国家公務員法」の下に「昭和二十二年法律第二十号」を加える。

第四十一条中「調停委員会又は仲裁委員会」を「委員会」に改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(労働組合に加入することができる職員の範囲に関する経過措置)
2 この法律の施行の際現に公共企業体等労働関係法(以下「法」という)第四条第一項ただし書に規定する者について改正前の法(以下「旧法」という)第四条第二項の政令で定められている範囲は、改正後の法(以下「新法」という)第四条第二項の規定により公共企業体等労働委員会(以下「委員会」という)が決議したものとみなす。(法人である労働組合に関する経過措置)

3 この法律の施行の際現に新法第二条第二項の職員が組織する労働組合であつて、法人であるものは、新法及び労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の規定による法人である労働組合とみなす。(委員の任命手続の特例)

4 新法第二十条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後最初に行われる委員会の公益を代表する委員の任命について準用する。

5 この法律の施行後最初に行われる委員会の職員を代表する委員の任命についての新法第二十条第二項の規定は、適用しない。

(事務局の職員に関する経過措置)
6 この法律の施行の際現に旧法の業体等調停委員会及び公共企業体等仲裁委員会の事務局の局長その他他の職員である者は、別に辞令が発せられないときは、この法律の施行の日に委員会の事務局の職員に任命されたものとみなす。

(不当労働行為に関する経過措置)
7 この法律の施行の際現に旧法第三十六条の規定により公共企業体等仲裁委員会に係属している事件は、この法律の施行の日から起算して二月以内に、政令で定めるところにより、等仲裁委員会に係属している事件に對して申出があつたときは、は、この法律の施行の日から起算して二月以内に、政令で定めるところにより、関係当事者から委員会に對して申出があつたときは、新法第二十五条の五の規定により委員会に係属したものとみなす。

(協定及び裁定に関する経過措置)
8 新法第二十五条の五の規定による申立は、この法律の施行前一年以内に公共企業体等がした労働組合法第七条の規定に違反する行為(継続する行為であつて、この法律の施行前一年以内に終了したものを含む)であつて前項に規定するもの以外のものについても、することができる。

9 前項の規定による申立は、この法律の施行の日から起算して二月以内にしなければならない。

(あつせん、調停及び仲裁に関する経過措置)

10 この法律の施行の際現に旧法の規定により、公共企業体等調停委員会又は公共企業体等仲裁委員会に係属しているあつせん、調停又は仲裁に係る事件は、この法律の施行の日から起算して一月以内にその紛争の関係当事者の一方から委員会に對して申出があつたときは、は、政令で定めるところにより、新法の規定により委員会に係属したものとみなす。

11 旧法の規定により締結された協定であつて、この法律の施行の際に効力を有するものは、新法その他の法令に矛盾し、又は抵触することとなる場合を除き、この法律の施行後も、政令で定めるところにより、委員会は、すみやかに、この法律の施行により必要となつた限度において、修正しなければならない。

12 旧法の規定に基づいてなされた公共企業体等仲裁委員会の裁定は、公共企業体等仲裁委員会がその裁定をした日に、委員会がしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
13 前項の規定により修正された規定は、公共企業体等仲裁委員会がその裁定をした日に、委員会がしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

14 この法律の施行前にした旧法二十四条の三若しくは第三十七条において準用する労働組合法第二十二条の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

15 前項の規定により修正された規定は、公共企業体等仲裁委員会がその裁定をした日に、委員会がしたものとみなす。

(他の法律の改正等)

16 この法律の施行前にした旧法二十四条の三若しくは第三十七条において準用する労働組合法第二十二条の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

17 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のよう改定する。

は、新法第三十三条の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、仲裁を行うことができる。

わが国の実情に適しない点が多く、また技術的な不備欠陥が随所に見られ、このため公共企業体等の労働関係に無用の摩擦、紛争を招いている場合すらあり、従来とも本法改正を要望する声が少くなかつたのであります、と述べて、これを裏づけしているのであります。このことは、一方において、保守党政がいかに當時占領軍に対して易々諾々として命これ服従に努力していたかを、おろかにも、みずから証明しているのであります。(拍手)倉石労働大臣が、その就任の際、労働行政に関する所信を披露するに当り、公労法を改正すると天下に公表いたしましたことは、この意味から、おぞまきの感はあります。その良識を了としているのであります。(拍手)倉石労

働大臣が、その就任の際、労働行政に関する所信を披露するに当り、公労法を改正すると天下に公表いたしましたことは、この意味から、おぞまきの感はあります。このことは、一方において、保守党政がいかに當時占領軍に対して易々諾々として命これ服従に努力していたかを、おろかにも、みずから証明

(拍手)

上げた脱兎のとき倉石労働大臣は、いまや処女のことをおとなしい格好であります。しょせん、労働法の真の改正を保守党政に求めるのは、木に登って魚を求めるのたぐいと、今さらながら痛感いたすものであります。

(拍手)

そもそも、公労法改正に当たりましては、基本的に考慮しなければならない点が三つござります。その三点をしっかりと腹に入れてなければ、中心を改正するに天下に公表いたしましたことは、この意味から、おぞまきの感はあります。その良識を了としているのであります。

その第一は、労働問題に共通の原則でありますところの労使の自主解決尊重という点であります。政府、与党については、とかく無知もぬまいともいへば保守政界における重石たるところでは、とにかく期待いたしたものであります。しかるところ、本国会に提案されましたこの改正案を知つた人々は、どうもこれは重石ではなかつた、

以上給与を支給するときは一々主管大臣や国会の承認を要するものとして、

すが、この改正案は、仮も作らず魂も

入れない改正案と断ぜざるを得ないの

であります。(拍手)就任当時大みえを

切つて公労法改正の大だんびらを振り

であります。そのためにこそ、闘争は長期とな

ります。しょせん、労働法の真の改

正を

いままや処女のことをおとなしい格好で

あります。このうち、給与総額制に

と

り、かつ政府や国会を相手として政治

的になることは、今日では三才の童子

と

といえども知つておるところであります

。かくて加えて、労働者が公社及び現業の經營について十分なる理解と認識をする機会をこの法律第八条で閉ざしておきながら、何かといえば、労働者は經營の現状に対して理解がないとか、賃金値上げを要求すると非難するがことは、全く盜人だけだけしいといわなければなりません。(拍手)

倉石労働大臣は、すでに今日まで仲裁裁定のケースに何回となく携わり、この点については十分熟知されているところでありましょう。さればこそ、

裁判の実施といふ意味は、裁判の判決に

もひとしいものでありますから、裁定の内容を引きしたりして、それも裁

定を尊重して実施したのだ、こういう

実施期日をおくらせたり、あるいはそ

は、本会議で、裁定は今日まで多くが実現されたと答弁をいたしました。まことに驚き入ったものであります。仲

裁の実施といふ意味は、裁判の判決に

もひとしいものでありますから、裁定の内容を引きしたりして、それも裁

定を尊重して実施したのだ、こういう

実施期日をおくらせたり、あるいはそ

は、本会議で、裁定は今日まで多くが

実施されることにできる限り努力しまして、政府がこの改正の機会をのがすこ

と

とは、さらに一そらその責任を負わな

ければならぬところであると存するの

であります。このうち、給与総額制に

ついて、政府は若干の改正をいたしま

した。しかし、本来これはもはや撤廃

さるべき段階にあるのであります。

その決断がつきかねるということは、

ければならぬところであると存するの

であります。(拍手)

本法改正に当つて、第二の原則は、

仲裁判定の完全実施といふ点であります。今回の改正で、政府は、当該裁定

倒もはなはだしものと考えるもので

あります。(拍手)

でもこれは当然適用すべきであります。

て、自主解決尊重の建前から、本末転

倒もはなはだしものと考えるもので

あります。(拍手)

ともこれは当然適用すべきであります。

て、自主解決尊重の建前から、本末転

倒もはなはだしものと考えるもので

あります。(拍手)

てもこれは当然適用すべきであります。

て、自主解決尊重の建前から、本末転

倒もはなはだしものと考えるもので

あります

(号) 報外

理大臣は、本会議で、一度にわたつて、今後は裁定を尊重すると言ひ、委員会で、倉石、一萬田両大臣も、実施とは百パーセント実施と考へると述べたのでありますから、われわれは、今後の政府のお手並みを、全労働者及び関係者とともに拝見をいたすつもりであります。もし、それ、この言明すらも裏切るようなことがありますならば、法の威信、政府の信用の失墜はもとより、紛争の激化は火を見るよりも明らかであります。そのときになつて、うば車に乗つて逃げ出されないよう申しあげておく次第であります。

(拍手)

改正の前提第三の問題は、労働者の基本的権利の保障といふ点であります。官であれ、民であれ、労働者には憲法第二十八条によつて保障された基本的権利が本来確保されているといふことは、労働省当局者も表明をされたところであります。しかも、公労法が制定される以前は、その権利は官公労働者にもすべてあつたのでありますから、今日國に雇用されているといふ理由によつてのみ、業種のいかんを問はず、ストライキ権を初め多くの権利が剝奪されていることは、労働法上に

も、常識上にも、筋の通らぬところといわなければなりません。いわんや、員会で、倉石、一萬田両大臣も、実施したのでありますから、われわれは、今後の政府のお手並みを、全労働者及び関係者とともに拝見をいたすつもりであります。もし、それ、この言明すらも裏切るようなことがありますならば、法の威信、政府の信用の失墜はもとより、紛争の激化は火を見るよりも明らかであります。そのときになつて、うば車に乗つて逃げ出されないよう申しあげておく次第であります。

以上が基本的問題であります。そ

のほかにも多くの指摘をしなければならない点がございます。このごろ、政府は、審議会とか、調査会とか、政府

がお手盛りで勝手に作った諮問機関の

出した答申すらも尊重しないといふ

まことに悲しむべきくせがついており

ます。本改正に當つても、その例外で

ございません。ことに、答申におい

て全く譲らなかつた常勤公益委員制

度を、するすると改正案の中へもぐり込ませているのであります。私ども

は、業務が多忙であるからといふ政府

によろしい、連絡の諸君はいけないなど

といふことは、遺憾にたえないとこ

ります。同じ局内で働いておりなが

ら、片一方の電通の諸君は政治活動は

対だと、これを否定いたしました。ま

た、次から次へと、最近組合員のため

に働いておる組合役員に彈圧が加えら

れておるのであります。表に労働法改

正を、裏に弾圧を加えるといふ状

態は、羊頭を掲げて狗肉を売るといふ

たぐいであり、まさに鳩山内閣の労働

政策の本質ここに見えたといわな

ければなりません。(拍手) 法律でし

けこれを認めようとした法律案を提案する

がいときは、郵便局長や兌換業者の大

量入党で自民党を強化したい人がおる

しまするならは、これほど甘く、これ

ほど愚かで、これほど危険な考え方は

ほつたり、弾圧すれば、それで労働者

はおとなしくなると考えておるといた

以上、私は、本改正案に反対し、本

來これは廃止案であるべしとの基本的

立場を明らかにいたしまして、反対討

論を終る次第であります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 大坪保雄君。

〔大坪保雄君登壇〕

○大坪保雄君 私は、ただいま議題と

なりました公共企業体等労働関係法の

一部を改正する法律案に対しまして、

自由民主党を代表して、簡単に賛成の

も、常識上にも、筋の通らぬところといわなければなりません。いわんや、員会で、倉石、一萬田両大臣も、実施したのでありますから、われわれは、今後の政府のお手並みを、全労働者及び関係者とともに拝見をいたすつもりであります。もし、それ、この言明すらも裏切るようなことがありますならば、法の威信、政府の信用の失墜はもとより、紛争の激化は火を見るよりも明らかであります。そのときになつて、うば車に乗つて逃げ出されないよう申し上げておく次第であります。

(拍手)

改正の前提第三の問題は、労働者の基本的権利の保障といふ点であります。官であれ、民であれ、労働者には憲法第二十八条によつて保障された基本的権利が本来確保されているといふことは、労働省当局者も表明をされたところであります。しかも、公労法が

現行の公共企業体等労働関係法は、周知のこととく、占領下、特殊の事情のもとににおいて制定された、直訳的な立法でありまして、わが国の実情に適しない点が多く、技術的な不備、欠陥も随所に見られ、公共企業体等の労使関係に無用の紛争、摩擦を引き起させるくらいのあつたことは、すでに各方面から指摘されてきたところであります。従いまして、かかる不備、欠陥をできる限り是正して、これをわが国の実情に適合せしめ、合理的にして健全なる労使慣行の確立を促進せしめるごとに於いては、何人も異論のないところと考えるのであります。今回、政府が、いろいろの角度からの検討の結果、この改正案を提案しましたことは、私どもの大いに賛同するところで、社会党の諸君といえども、あえて同感を惜しまれないと信じます。

私どもとしましては、公労法の改正について、三公社、五現業のあり方そのものについて、さらに基本法たる労働三法にも根本的の検討を加えて、これらとの関連につき、その調整の可否等、これが抜本的解決の方途にまで突き進んでもらいたかつたのであります。が、一応この程度の改正を、今日の状

況下においては一進歩たるを失わない

ありますが、今回、これを、労働大臣

益委員の常勤制も、三公社、五現業等

た結果、各側委員の意見の一一致を見た

周知のこととく、占領下、特殊の事情のもとにおいて制定された、直訳的な立法でありまして、わが国の実情に適しない点が多く、技術的な不備、欠陥も

て、しかも、複雑、難解、従つて、実際は有名無実化しておりますのみならず、これがかえつて関係者間に無用の紛争を惹起せしめているきらいすまでもある。

べて、はるかに公正性、中立性を確保し、その権威を高めるものと信じます。

最も重大なことは、仲裁裁定を一そら
尊重するために、公労法第三十五条を
改正して、「政府は、当該裁定が実施

なる労使慣行の確立を促進せしめるところについては、何人も異論のないところであるのでありますて、今回、政

に進めていく上に、きわめて大きな意義を持つものと考えるのであります。

の諸君の中には、これは政府が選任したものであるから、労働委員会の政府への隸属性を感じるとか、その中立性が覺えられる危険があるとか反対論を唱

同感を惜しまれないこと信じします。私どもとしましては、公労法の改正について、三公社、五現業のあり方そ

企業体等労働委員会を設け、調停仲裁機構の簡素かつ能率化をはかったことは、きわめて適切な措置であります

えられる向きがあるのです。政府が選任したものであれば、政治的偏向があり、中立性が侵されるという

のものについて、さらに基本法たる労勵三法にも根本的の検討を加えて、これらとの関連につき、その調整の可否等、これが抜本的解決の方途にまで突き進んでもらいたかったのであります

て、特に、今回の改正案によりますと、労働委員の中の公益委員は、仲裁を行うほか、いわゆる準司法的事務を行なうこととされており、その職務の重要性及び特殊性にかんがみ、その任

本法の改正に当つては、政府の説明によりますと、労使、公益の各界を代表する委員をもつて構成された臨時公

職員の労働関係の平和を維持するための重大なる法律であることに思いいたされ、かつは、臨時公労法審議会においては、労働委員側の皆さんも、使用者側委員とともに、仲よく賛成をされて

方法審議会を設けてその意見を聴取し

おる表情もあり、さらに、労動問題こ

関する学者も一致して賛成しておられるものでありますので、政府案であれば何でもかんでも反対するといふようないことに、この際、虚心たんかい、欣然と賛成せられんことを切望いたしまして、私の本改正案に關する賛成討論を終る次第であります。

(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(益谷秀次君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) この際暫時休憩いたします。
午後二時三十六分休憩
かつた

「休憩後は会議を開くに至らな
いたします。」

出席国務大臣	法務大臣	大麻 唯男君	国家消防本部長	鈴木 穎二君
厚生大臣	小林 英三君	内閣総理大臣	労働省労政局長	中西 實君
労働大臣	倉石 忠雄君	農林省農業局長	農林省農政局長	中西 實君
		肥料審議会委員	肥料審議会委員	井出一太郎君
		三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。	三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。	井出一太郎君

出席国務大臣	法務大臣	大麻 唯男君	昭和二十九年度第四・四半期における國庫の状況	昭和二十九年度第四・四半期における國庫の状況
厚生大臣	小林 英三君	内閣総理大臣	労働省労政局長	中西 實君
労働大臣	倉石 忠雄君	農林省農業局長	肥料審議会委員	井出一太郎君
		肥料審議会委員	肥料審議会委員	井出一太郎君
		三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。	三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。	井出一太郎君

出席国務大臣	法務大臣	大麻 唯男君	昭和二十九年度第四・四半期における國庫の状況	昭和二十九年度第四・四半期における國庫の状況
厚生大臣	小林 英三君	内閣総理大臣	労働省労政局長	中西 實君
労働大臣	倉石 忠雄君	農林省農業局長	肥料審議会委員	井出一太郎君
		肥料審議会委員	肥料審議会委員	井出一太郎君
		三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。	三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。	井出一太郎君

出席国務大臣	法務大臣	大麻 唯男君	昭和二十九年度第四・四半期における國庫の状況	昭和二十九年度第四・四半期における國庫の状況
厚生大臣	小林 英三君	内閣総理大臣	労働省労政局長	中西 實君
労働大臣	倉石 忠雄君	農林省農業局長	肥料審議会委員	井出一太郎君
		肥料審議会委員	肥料審議会委員	井出一太郎君
		三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。	三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。	井出一太郎君

赤松 勇君	橋 兼次郎君
松尾トシ子君	勝闘田清一君
石橋 政嗣君	三宅 正一君
受田 新吉君	八田 貞義君
大橋 武夫君	高橋 等君
川崎 秀二君	加藤謙五郎君
林 博君	小川 半次君
荻野 豊平君	
農林水産委員	
八田 貞義君	大橋 武夫君
石坂 繁君	安藤 雷君
商工委員	
加藤謙五郎君	多賀谷眞稔君
内田 常雄君	
通信委員	森本 靖君
建設委員	岡本 隆一君
予算委員	
川崎 秀二君	阿部 五郎君
植木庚子郎君	
決算委員	辻 政信君
委員	隆君
権名	
一、去る十二日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	
公職選挙法改正に関する調査特別委員	山本 利壽君

赤松 勇君 橋 兼次郎君
松尾トシ子君 勝闘田清一君
石橋 政嗣君 三宅 正一君
受田 新吉君 八田 貞義君
大橋 武夫君 高橋 等君
川崎 秀二君 加藤謙五郎君
林 博君 小川 半次君
荻野 豊平君

一、昨十四日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

一、昨十四日内閣から提出した議案は次の通りである。

北海道開発庁設置法施行法案

一、昨十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

国土総合開発特別委員会 付託

一、去る十二日議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。

一、昨十四日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

国土総合開発特別委員会 付託 提出第一七二号)

一、去る十二日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

国土総合開発特別委員会 付託

昭和三十一年五月十五日 衆議院会議録第四十九号

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円
(配送料共)
発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
萬葉九段四三一號元音報業